

確認検査手数料改定のお知らせ(令和5年1月4日～)

※令和4年12月28日までに弊社にて建築確認を引き受けた物件における計画変更並びに中間検査及び完了検査申請手数料は、令和5年12月28日までの期間に限り、旧料金を適用いたします。

建築確認申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	消防同意要否	型式 (い)	特例有 (ろ)	特例無 (は)	構造計算付 (に)
100㎡未満	消防同意不要	18,000	20,000	28,000	46,000
	消防同意必要	20,000	22,000	30,000	48,000
100㎡以上200㎡未満	消防同意不要	24,000	26,000	34,000	56,000
	消防同意必要	26,000	28,000	36,000	58,000
200㎡以上300㎡未満	消防同意不要	28,000	32,000	42,000	66,000
	消防同意必要	30,000	34,000	44,000	68,000
300㎡以上500㎡以下	消防同意不要	32,000	36,000	52,000	76,000
	消防同意必要	34,000	38,000	54,000	78,000
建築設備(昇降機)		24,000			

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので法第6条の4に規定する審査特例を受けるもの(令第137条の2に該当するものを除く)

※(は)は、前記(い)及び(ろ)に該当するもの以外で構造計算書の添付の必要のないもの

※(に)は、構造計算書の添付の必要なもの

※同一棟の増築における床面積は、増築部分と既存部分の床面積の合計とする

※天空率の審査を要する場合は、10,000円を加算する

計画変更確認申請手数料

(単位:円)

床面積の合計		消防同意不要	消防同意必要
50㎡未満	※当該計画変更前の確認済証の交付を広島県東部建築確認センターから受けている場合は、変更する建築物の延べ床面積の二分の一とする。ただし、床面積が増加する場合は、前記の床面積に当該増加部分の床面積を加算した床面積とする。	14,000	16,000
50㎡以上100㎡未満		18,000	20,000
100㎡以上150㎡未満		24,000	26,000
150㎡以上250㎡未満		32,000	34,000
250㎡以上500㎡以下		42,000	44,000
建築設備(昇降機)		14,000	

※計画変更の手数料は、変更後の建築物を新規で受付けた場合における手数料の額を上限とする

中間検査申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	型式 (い)	特例有 (ろ)	特例無 (は)	構造計算付 (に)
100㎡未満	20,000	22,000	26,000	28,000
100㎡以上200㎡未満	24,000	26,000	32,000	34,000
200㎡以上300㎡未満	28,000	30,000	42,000	44,000
300㎡以上500㎡以下	32,000	34,000	52,000	54,000

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので法第7条の5に規定する検査特例を受けるもの

※(は)は、前記(い)及び(ろ)に該当するもの以外で確認申請時に構造計算書の添付の必要のないもの

※(に)は、確認申請時に構造計算書の添付の必要なもの

完了検査申請手数料

(単位:円)

床面積の合計	型式 (い)	特例有 (中間有) (ろ)	特例有 (中間無) (は)	特例無 (に)
100㎡未満	20,000	22,000	24,000	26,000
100㎡以上200㎡未満	28,000	28,000	32,000	36,000
200㎡以上300㎡未満	36,000	40,000	42,000	44,000
300㎡以上500㎡以下	42,000	44,000	46,000	54,000
建築設備(昇降機)	24,000			

※(い)は、法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合するもので中間検査合格証の交付を受けたもの

※(ろ)は、法第6条第1項第四号に該当するもので中間検査合格証の交付を受けたもの

※(は)は、法第7条の5に規定する検査特例を受けるもので中間検査を受ける必要のないもの(令第137条の2に該当するものを除く)

※(に)は、前記(い)、(ろ)及び(は)に該当するもの以外のもの

※同一棟の増築における床面積は、増築部分と既存部分の床面積の合計とする

※省エネ適合性判定を要する建築物は、10,000円を加算する(建築確認の引受日に関らず、令和5年1月4日から適用)